

議案第 36 号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 3 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例  
東京都板橋区国民健康保険条例（昭和 34 年板橋区条例第 22 号）の  
一部を次のように改正する。

第 15 条の 4 第 1 号中「7. 25」を「7. 14」に、「57」を「  
56」に改め、同条第 2 号中「43」を「44」に改める。

第 15 条の 8 中「61 万円」を「63 万円」に改める。

第 15 条の 12 第 1 号中「2. 24」を「2. 29」に、「57」を  
「56」に改め、同条第 2 号中「1 万 2, 300 円」を「1 万 2, 90  
0 円」に、「43」を「44」に改める。

第 16 条の 4 第 1 号中「1. 66」を「1. 95」に、「50」を「  
54」に改め、同条第 2 号中「50」を「46」に改める。

第 16 条の 5 中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 19 条の 2 各号列記以外の部分中「61 万円」を「63 万円」に、  
「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 1 号イ中「8, 610 円」  
を「9, 030 円」に改め、同条第 2 号中「28 万円」を「28 万 5,  
000 円」に改め、同号イ中「6, 150 円」を「6, 450 円」に改  
め、同条第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改め、同号イ中「2,  
460 円」を「2, 580 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都板橋区国民健康保険条例第 15 条の

4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の5及び第19条の2の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度（平成31年度）分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率、保険料の賦課割合、賦課限度額等を改める必要がある。